

【別紙3】業務要求水準書等の正誤表

平成20年11月14日に公表した業務要求水準書等に関し、次のとおり訂正します。

No.	資料名	該当箇所						誤	正
		頁	項						
1	業務要求水準書(案)	75	Ⅲ	第3	1	(8)	ア	・社団法人日本メディカル給食協会と代行保証契約を締結していること。	・財団法人医療関連サービス振興会のサービスマーク認定事業者との間で代行保証契約を締結しているか、又は社団法人日本メディカル給食協会が行う代行保証制度へ加入していること。
2	業務要求水準書(案)	79	Ⅲ	第3	2	(2)		医療法施行規則第16条第1項第1号に基づく診療の用に供するガス設備の保安管理について(昭和63年7月15日健政発第410号)により実施すること。	医療法施行規則第16条第1項第1号に基づく診療の用に供するガス設備の保安管理について(昭和63年7月15日健政発第410号)に準拠して実施すること。 定期点検の回数は、年1回以上とする。
3	業務要求水準書(案)	79	Ⅲ	第3	2	(4)		定期保守点検の実施回数は年4回以上とする。 具体的な実施日や実施時間については病院機構と協議すること。	具体的な実施日や実施時間については病院機構と協議すること。
4	業務要求水準書(案)	85	Ⅲ	第3	4	(1)		実施日は、平日とする。 実施時間は、9時00分から17時45分とする。 ただし、事務当直は、平日の17時45分から翌朝9時00分及び休日の9時00分から翌朝9時00分とする。	実施日は、平日とする。 実施時間は、9時00分から17時45分とする。 ただし、 <u>未収金管理業務(データ取り込み、送信処理)</u> については、8時30分から9時まで及び17時45分から18時45分までとする。 また、 <u>診療時間の延長から17時45分を過ぎて対応が必要な場合には、延長して業務を実施すること。</u> また、事務当直は、平日の17時45分から翌朝9時00分及び休日の9時00分から翌朝9時00分とする。
5	業務要求水準書(案)	100	Ⅲ	第4	2	(3)	イ	設置台数、設置場所取扱商品については提案による。 <u>ただし、設置にあたっては、病院機構と協議すること。</u>	設置台数、設置場所取扱商品については提案による <u>こととするが、医療観察病棟には必ず設置すること。</u> 設置にあたっては、病院機構と協議すること。

No.	資料名	該当箇所					誤	正		
		頁	項							
6	業務要求水準書(案) 附属資料Ⅱ 諸室シート凡例及び共通事項	1			2.			(追加)		
			項目	用語	内容					
							(2)使用 人数	最大在 室者数	部屋の広さを示す目安 であり、常時の配置人 員数とは異なる。	
7	業務要求水準書(案) 附属資料Ⅲ 諸室シート	108			(2)		最大在室者数 <u>3</u> 人	最大在室者数 <u>2</u> 人		